

平成20年4月9日

保護者様

横浜市立富士見中学校  
校長 下川 秀樹

## 風水害等の「警報」発令時における生徒の安全確保について

陽春の候、大雨が各地に甚大な被害をもたらすというニュースを聞くたびに自然の

脅威を感じずにはおられません、保護者の皆様にはご健勝のことと拝察いたします。

さて、風水害等における生徒の安全確保について、従来より次のような措置がこうじられておりますのでお知らせいたします。再度ご確認いただくとともに、以後の警報時における身の処し方については、このプリントによることとなりますのでご承知おきください。

なお、各ご家庭では、テレビ・ラジオ・電話等により情報を正確に把握し、登校等ご判断くださるようお願いいたします。

1. 横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「暴風警報」、「大雪警報」が午前7時の段階で発令 縦続中 の場合は、生徒の安全確保のため、当日は「臨時に休業」となります。
2. 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、学校や地域の状況に応じて学校が判断します。
3. 登校後「暴風警報」、「大雪警報」が発令された場合は「授業時間繰り上げ」となります。また、「大雨警報」や「洪水警報」については学校や地域の状況に応じて学校が判断します。